

TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果について

— 公益財団法人食品流通構造改善促進機構 —

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定とは、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定で、2010 年 3 月に P4 協定 (環太平洋戦略的経済連携協定) 加盟の 4 カ国 (シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ) に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国で交渉が開始されました。現在はマレーシア、カナダ、メキシコ及び日本を加えた 12 カ国が交渉に参加しており、世界の国内総生産 (GDP) の約 4 割を占める世界最大の自由貿易圏交渉が、米国アトランタで開催された先月の TPP 閣僚会合においてようやく大筋合意に至りました。

今後は大筋合意した内容に基づいて協定案を作り、各国はその協定案に「賛同する」意思表示をするため署名してから国内手続きに入ります。日本の場合は国会で審議して承認を得ることが必要で、合意内容を履行するために必要な国内法も整備しなければなりません。各国の国内手続きが完了したら 60 日後に発効となり、手続きが順調に進めば来年中には効力が生じることになります。ただし、手続きが難航する国が出てくる可能性も予想されているため、そうした事態に備えた取り決めが用意されています。仮に署名から 2 年たっても国内手続きが完了しない国があった場合、12 カ国のうち 6 カ国以上で、かつ、域内に占める国内総生産 (GDP) の割合が計 85% 以上の国々で手続きが完了していれば発効します。そのため、域内 GDP に占める割合で 1 位の米国 (60.5%) と 2 位の日本 (17.7%) の両国で準備が整うことが発効には必須となります。

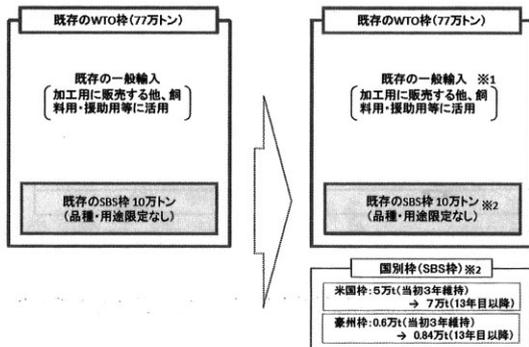
前置きが少し長くなりましたが、今回の合意内容の中で農林水産物市場アクセス交渉の結果が農林水産省のホームページに公表されましたので、以下にその一部をご紹介します。

～ 米 ～

◆米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (米の場合 341 円/kg) を維持した上で、米国、豪州に SBS 方式*の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿易品目を対象として一体的に運用。)

* SBS 方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注) ※ 1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存の WTO 枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定した SBS 方式 (6 万トン) へ変更する予定。

※ 2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBS の運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

◆米の調製品・加工品等 (民間貿易品目)

■ 一定の輸入がある品目等は、関税を 5～25% 削減。(合計 13 品目)

・ 米粉調製品 (加糖): 23.8% → 17.8% (▲ 25%・6 年目) [TPP 参加国からの輸入量: 約 1 万 6 千トン (2011～13 年平均)]

・ 米粉調製品 (無糖): 16.0% → 13.6% (▲ 15%・4 年目) [TPP 参加国からの輸入量: 約 4 千トン (2011～13 年平均)]

・ その他 11 品目: ▲ 5% の即時削減

■ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計 16 品目)

・ 穀物加工品 (粟粥等): 21.3% → 5.3% (▲ 75%・6 年目) [TPP

参加国からの輸入量: 約 130 トン (2011～13 年平均)]

・ その他 15 品目: 0～11 年目で関税撤廃

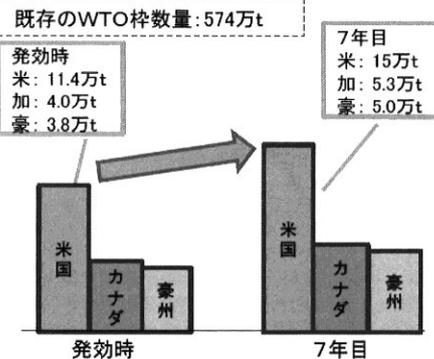
～ 小麦 ～

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (55 円/kg) を維持。

■ 既存の WTO 枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設 (国家貿易・SBS 方式)。新設枠の数量は、7 年目まで拡大。

■ 既存の WTO 枠内のマークアップ (政府が輸入する際に徴収している差益) を 9 年目までに 45% 削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要 5 銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを 9 年目までに 50% 削減した水準に設定。

◆枠数量



◆食糧用小麦 (粒) の輸入量 (2011～2013 平均)

TPP 参加国	米国	カナダ	豪州
	543 万 t	310 万 t	135 万 t
			98 万 t

出典: 貿易統計

◆マークアップ

飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相

当のマークアップを徴収（輸入量約 50 万ト）⇒
食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップ
を徴収しない民間貿易に移行



◆小麦製品の例

	税率	枠数量	輸入量 (2011～2013 平均)	
			TPP 参加国	世界
いった小麦、 小麦粉等 (国家貿易品目)	枠内即時無税+ マークアップ (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千ト→17.5千ト	0.6千ト	3.7千ト
ベーカリー製品 製造用 小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千ト→20千ト	17千ト	41千ト
その他小麦粉調 製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千ト→22.5千ト	24千ト	69千ト
マカロニ、 スパゲティ	9年目までに60% 削減	—	22千ト	136千ト
ビスケット	6年目に無税	—	8千ト	21千ト

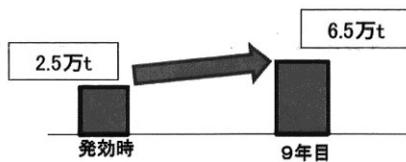
出典：貿易統計

～ 大麦 ～

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

◆枠数量

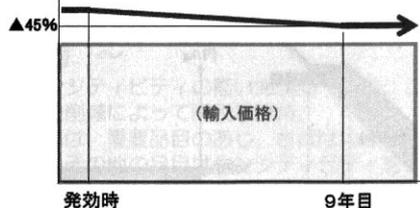
既存のWTO枠数量: 136.9万t



◆マークアップ

飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収（輸入量約 100 万ト）⇒
食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップ
を徴収しない民間貿易に移行



◆食糧用大麦(粒)の輸入量(2011～2013 平均)

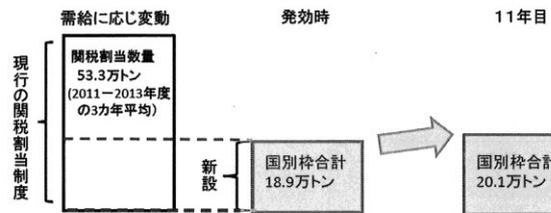
TPP 参加国	豪州	カナダ	米国
22.4 万 t	17.6 万 t	4.6 万 t	0.2 万 t

出典：貿易統計

～ 麦芽 ～

- 現行の関税割当制度、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 需給動向に連動しない定量の国別枠を新設。

◆枠数量



【国別枠数量内訳】

	いってないもの	いったもの	国別枠 計
カナダ	発効時 89千ト	発効時 4千ト	発効時 93千ト
豪州	発効時 72千ト	発効時 3千ト	発効時 75千ト
米国	発効時 20千ト	発効時 0.7千ト	発効時 20.7千ト
	6年目 32千ト	11年目 1.05千ト	11年目 33.05千ト
計	発効時 181千ト	発効時 7.7千ト	発効時 188.7千ト
	6年目 193千ト	11年目 8.05千ト	11年目 201.05千ト

◆麦芽の輸入量(2011～2013 平均)

TPP 参加国	カナダ	豪州	米国
26.5 万 t	15.5 万 t	8.9 万 t	2.1 万 t

出典：貿易統計

～ 砂糖 ～

1. 粗糖・精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税+調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。

糖度	精製糖	調整	精製糖
99.5度	21.5円/kg + 57.4円/kg	維持	21.5円/kg + 57.4円/kg
98.5度	21.5円/kg + 42.4円/kg	99.3度未満のみ無税、 調整金削減(※) (※)精製用に限る	高糖度原料糖 21.5円/kg + 42.4円/kg
			99.3度未満 0円/kg + 39.0円/kg(※)

- ・ 計算式のうち、左側が関税、右側が調整金
- ・ 調整金の額は、四半期ごとに変動する上記調整金の数字はH27.7～9の額

2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

◆関税割当枠の例

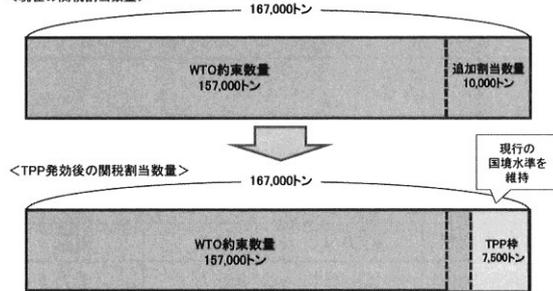
	枠内税率	枠数量	輸入量 (2011～13平均)	
			TPP 参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(1年目)(11年目) 29.8%→14.9%	(1年目)(6年目) 5千ト→7.5千ト	14.2千ト	18.9千ト
ココア調製品 (2kg超、板状 等以外) (含糖率約9割)	(1年目)(11年目) 28%→16.8%	(1年目)(6年目) 12千ト→18.6千ト	44.9千ト	69.8千ト
砂糖と粉乳等を 混ぜたもの (含糖率約8割)	(1年目)(11年目) 29.8%→17.9%	(1年目)(11年目) 10.5千ト→12.3千ト	73.5千ト	90.0千ト
チョコレート菓 子	10.0%→0%	(1年目)(11年目) 9.1千ト→18.0千ト	9.1千ト	27.6千ト
ココア調製品 (2kg以下) (含糖率約4～ 9割)	29.8%→0%	(1年目)(11年目) 2.7千ト→5千ト	2.6千ト	6.1千ト

出典：貿易統計

～でん粉～

1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の糖価調整制度（調整金の徴収）、枠外税率（119円/kg）は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内で TPP 枠（7,500トン）を



2. 国別の無税枠の設定

- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP 参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数量を抑制。

◆関税割当枠の例

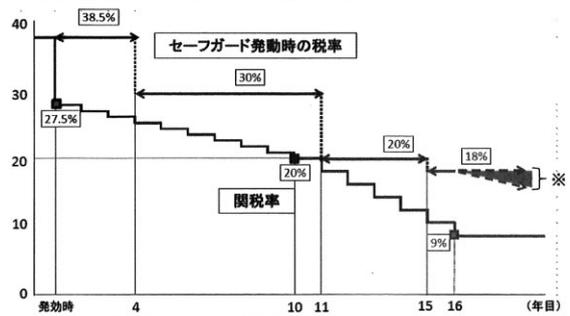
	対象国	枠内税率	枠数量	輸入量 (2011～13平均)	
				TPP 参加国	世界
コーンスターチ ばれいしょでん 粉	米国	即時無税 ※	(1年目)(6年目) 2,500t→3,250t	0.4千ト	13千ト
イヌリン	米国・ チリ	即時無税	(1年目)(11年目) 240t→300t	0.02千ト	0.5千ト

※ 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収

～牛肉～

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避（米国等の近年のFTAでは類似を見ない「関税撤廃の例外」を獲得）。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

◆関税水準とセーフガード発動時の税率



※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率

- ・ 毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。
- ・ 4年間発動がなければ終了。

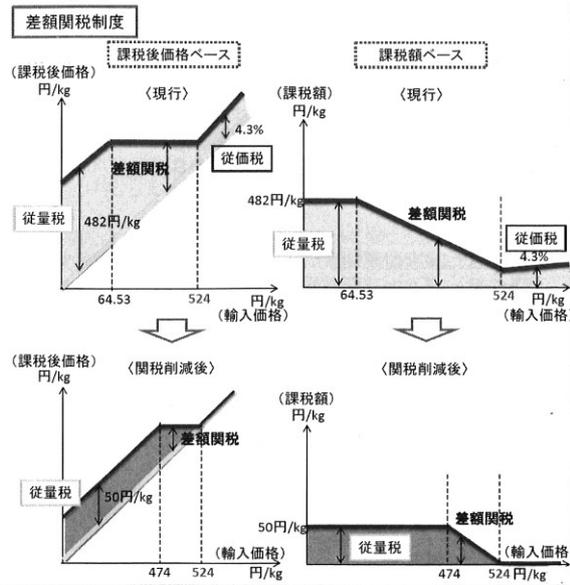
【注】日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される（TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生）

◆セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。
(※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
 - ② 毎年の拡大率は2%。
 - ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万トン以下の水準。
- 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。（TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制）
 - 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

～豚肉～

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。（従量税は近年の平均課税額23円/kgの約2倍（50円/kg）に引下げ、従価税（4.3%）は撤廃）。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

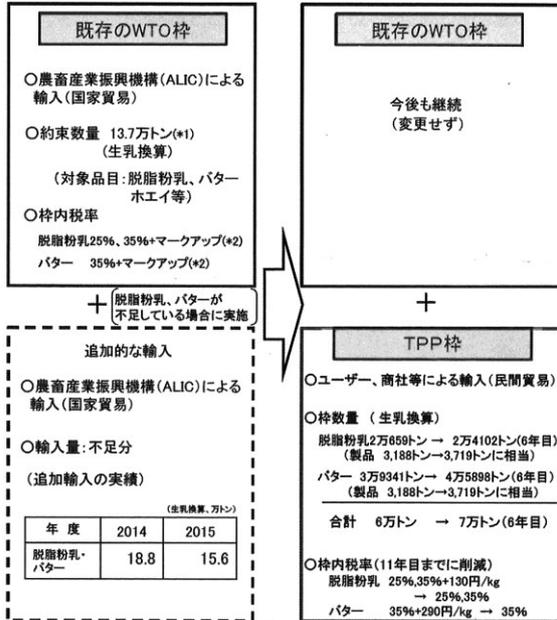


◆セーフガードの仕組み

- 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

～ 脱脂粉乳・バター ～

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。



～ チーズ ～

- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

～ ホエイ ～

- 脱脂粉乳(たんばく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんばく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんばく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんばく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

～ 水産物 ～

- 特にセンシティブリティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティブリティを考慮し11年目から即時までで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚
 こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき
 10.5%～40% → 8.9%～34%

◆16年目撤廃

あじ、さば 7～10% → 無税(16年目)
 (※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、大西洋さけ、ぶり、するめいか等
 3.5%～15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいかな等
 3.5%～10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、ひらめ・かれい等
 3.5%～6% → 無税

～ 我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要 ～

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、フリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆牛肉:0～16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

◆フリ、サバ、サンマ:0～5年撤廃

- ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

◆なし:即時撤廃

- 米国(現行0～0.3セント/kg(0.2%*)) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～10.5%) : 即時撤廃
- (*)2009年データに基づき米国が従価税に換算。以下同じ。

◆米:0～15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)) : 5年撤廃

◆醤油:0～6年撤廃

- 米国(現行3%) : 5年撤廃

◆切花:0～5年撤廃

- 米国(現行3.2～6.8%) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～16%) : 即時撤廃

「環太平洋パートナーシップ(TPP)大筋合意についてのブロック意見交換会(食品産業向け)」の開催について

農林水産省では、TPPの大筋合意の内容について交渉結果等を説明し、関係者の要望を聞くための地方ブロック意見交換会(食品産業向け)を開催しています(一部実施済地区有)。開催案内等は、各地方農政局等においてプレスリリースを行っておりますので、そちらをご確認ください。

◆出典:農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpa/index.html>

中国向け輸出食品における残留ヒ素基準値の超過について（周知）

－ 農林水産省食料産業局輸出促進課 －

事務連絡
平成 27 年 10 月 19 日

関係団体 各位

農林水産省食料産業局輸出促進課

中国向け輸出食品における残留ヒ素基準値の超過について（周知）

平成 26 年 7 月以降、日本から中国へ輸出された海藻入りふりかけ、即席味噌汁等の食品（以下「ふりかけ等」という。）について、中国の残留ヒ素基準値を超過していることを理由として輸入差止めとなった事案が複数件発生しています。（参考 1）

この事案の背景としては、日本においては、海藻等水産物の残留ヒ素基準値が設定されていないのに対し、中国においては、残留ヒ素基準値が 0.5mg/kg（総ヒ素）と設定されているため、日本国内で問題なく流通しているふりかけ等であっても、中国に輸出された際に残留ヒ素基準値の超過が起こっていることにあると考えられます。

今後更に残留ヒ素基準値を超える事案の発生が続くこととなった場合、輸出の都度、ヒ素の検査証明書の提出を求められる等の措置が取られることとなり、事業者の方々の経済的な負担が大きくなるほか、事案の件数によっては、当該事案に係る輸出者又は製造者だけでなく、日本から輸出する当該品目全体が規制され、中国に対する食品の円滑な輸出に支障をきたすおそれがあります。（参考 2）

このため、中国に対し、ふりかけ等を輸出されることが想定される場合には、上に記載した状況を踏まえ、基準値超過事案が発生しないよう、関係事業者の方々にも広く注意喚起していただくとともに、傘下会員の方々へお知らせいただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課
担当：松浦、横山
代表：03-3502-8111（内線 4310）
ダイヤルイン：03-3501-4079
F A X：03-6738-6475

<参考1> 中国の輸入検査により輸入差し止めとなった件数

(H27年10月2日時点)

期間	日本からの輸出食品		(参考) 他国・地域
	全体件数	ヒ素を理由 (割合)	ヒ素を理由 (割合)
H24年4月～ H26年6月(27ヶ月)	139	2(1.4%)	26 (0.49%)
H26年7月～ H27年7月(13ヶ月)	209	51(24.4%)	10 (0.28%)
合計	348	53(15.2%)	36 (0.41%)

(※) 中国国家質量監督検査検疫総局が公表済みのH24年4月～H27年7月のデータから集計 <http://jckspaqj.aqsiq.gov.cn/>

ヒ素で不合格の案件(53件)のうち、以下は総ヒ素の基準値超過。

- ・ 振りかけ類 (HSコード 2103909000 その他調味料) : 37件
- ・ 即席味噌汁類 (HSコード 210410000 スープ用の調整品) : 9件

<参考2> 中国の輸入食品等に係るリスク警報通告及び規制について

中国における輸入食品に対する重金属等検査において、中国の残留ヒ素基準値を超える事案が発生した場合、中国国家品質監督検査検疫総局が「食品安全法」及び「輸入食品不良記録管理実施細則」並びに最近の検査検疫状況に基づき、「輸入食品・化粧品安全リスク警報通告」のリスト(不良記録がある企業の輸入食品管理及びコントロール措置、不良記録が全国又は地域に関わる輸入食品の管理及びコントロール措置)を作成し、リストに掲載された輸出者又は製造者に輸入食品・化粧品安全リスク警報が通告されます。

不良記録としてリストに掲載された輸出者又は製造者は、単独企業に対する規制措置として総ヒ素の検査報告書の添付が要求されます。この場合の規制解除の条件は、最低でも5ロット(バッチ)以上かつ6ヶ月以上問題がないこととされています。

また、不合格案件が続いた場合、日本から輸出される対象品目全体が規制対象となる可能性があります(注)。この場合の規制解除の条件は、最低でも100ロット(バッチ)以上かつ6ヶ月以上問題がないこととされ、より厳しい条件が要求されることとなります。

(注) 国又は地域単位で警告措置をとる条件は、2企業以上、不合格件数16件以上とされています(品目数1, 不合格項目数1の場合)。

なお、既に振りかけ類については、2014年7月～2015年7月の間で、9製造事業者の37件が不合格案件となっています。

<参考3> 食品・飼料中の基準値

(1)国内

品目		基準値
農産物（残留農薬基準値として設定）	もも、なつみかん、いちご、ぶどう、ばれいしょ、きゅうり、トマト、ほうれん草	1.0ppm (1.0mg/kg) (総ヒ素)
	日本なし、りんご、夏みかんの外果皮	3.5ppm (3.5mg/kg) (総ヒ素)
畜産物、水産物		基準値なし
清涼飲料水（ミネラルウォーター類を含む）	原水	0.05mg/L以下（総ヒ素）
	製品	検出されないこと ・グットツァイト法：約0.3ppm（約0.3mg/L）を超えたものを検出とする。 ・ジエチルジチオカルバミン酸銀法：0.16ppm（0.16mg/L）を超えたものを検出とする。
飼料	配合飼料、乾牧草等（稲わらを除く）	2 mg/kg（総ヒ素）
	稲わら、肉粉、肉骨粉	7 mg/kg（総ヒ素）
	魚粉	15 mg/kg（総ヒ素）

(※ 現在、ヒ素を有効成分とする農薬、飼料添加物・動物用医薬品は我が国では登録されていない)

(2)コーデックス委員会

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般基準（CODEX STAN 193-1995）

食品	基準値
食用油脂	0.1 mg/kg (総ヒ素)
食塩	0.5 mg/kg (総ヒ素)
ナチュラルミネラルウォーター	0.01 mg/L (総ヒ素)
精米	0.2 mg/kg (無機ヒ素※)

※精米の無機ヒ素の基準値について、総ヒ素濃度によるスクリーニングが認められている。

(3) 中国

食品安全国家規準 食品中の汚染物質の上限値 (GB2762-2012)

食品	総ヒ素 (mg/kg)	無機ヒ素 (mg/kg)
穀類及び穀類の粉（玄米、精米を除く）	0.5	-
コメ（粳（玄米で測定）、玄米、精米）	-	0.2
水産動物及び水産製品（魚類を除く）	-	0.5
魚類及び魚類製品	-	0.1
野菜	0.5	-
きのこ及びきのこ製品	0.5	-
肉類及び肉製品	0.5	-
生乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.1	-
粉ミルク	0.5	-
油脂及び油脂製品	0.1	-
調味品（水産調味品、藻類調味品及び香辛料類以外）	0.5	-
水産調味品	-	0.5
魚類調味品	-	0.1
砂糖	0.5	-
容器入り飲用水	0.01 mg/L	-
チョコレート、ココア	0.5	-
幼児用穀類補助食品（藻類添加製品を除く）	-	0.2
幼児用穀類補助食品（藻類添加製品）	-	0.3

【台湾】

藻類食品衛生標準

- ・海藻類：1 mg/kg（無機ヒ素）（85%水分含量換算）

(4) 欧州連合 (EU)

- ・食品中のヒ素の最大濃度基準値は設定されていない。
- ・飼料中のヒ素の基準値 (EU 指令 2002/32/EC)
2-100 mg/kg（飼料の種類によって異なる）

(5) 米国

FDA はリンゴジュースの「アクションレベル」として無機ヒ素濃度 10 ppb (µg/kg) を提案した。このレベルは米国 EPA（環境保護庁）の飲料水基準値と同じ。（2013年7月12日提案）

(6) 豪州・NZ

品目	基準値
穀物	1 mg/kg (総ヒ素)
甲殻類	2 mg/kg (無機ヒ素)
魚	2 mg/kg (無機ヒ素)
軟体動物	1 mg/kg (無機ヒ素)
海藻	1 mg/kg (無機ヒ素) (85%水分含量換算)

卸研30周年記念フォーラムを開催

— ライフの清水会長、元菱食の廣田氏が記念講演 —

— (一財)流通システム開発センター —

当センターが事務局を務めている情報志向型卸売業研究会(略称:卸研、会長:林洋和 当センター会長)は、「卸研30周年記念フォーラム」を、2015年11月10日(火)、明治記念館(東京・港区)において開催した。

18回目となる今年の卸研フォーラムは、卸研が設立されて30周年を迎えたことから、30周年記念のフォーラムとして開催した。

毎年開催されている卸研フォーラムは、会員各社のトップから実務者、会員以外の流通関係者の方々が一堂に会する情報交換、交流の場でもあり、本年も約150名の参加があった。

本年度の卸研・研究委員会は、昨年に引き続き「卸情報システムの将来像につなげる基盤整備」を全体年間テーマに、5つのグループに分かれて研究を進めている。それぞれの検討テーマは、「流通BMS普及推進:INSネット提供終了を機に普及推進」、「スマートデバイス活用:営業スタイルの変革・PC代替など」、「情報システム部門の将来像、今後の役割と人財育成」、「入荷作業における精度の維持/向上と効率化」、「2020年に向けた人手不足と物流費高騰への対策」である。

この研究の中間報告として、本年度の研究委員会座長であるフジモトHD(株) 情報システム室長 執行役員の松本寿一氏から、研究会の進捗を報告していただいた。

基調講演では、日本チェーンストア協会会長であり、(株)ライフコーポレーション代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者)の清水信次氏より「流通業の将来」と題して、清水商店の起業から、ライフコーポレーションの設立の背景を中心に、日本の流通業の歴史を生々しく具体的にご講演をいただいた。

また、講演では、元(株)菱食の代表取締役会長として、長らく卸研の副会長を歴任していただいた、かまくら廣田オフィス代表の廣田正氏より「卸研」の背景と今後について」と題して、まず、卸研の誕生と当時の社会環境を振り返っていただき、時代と共に変化してきた卸売業とその課題について触れていただいた後に、今後の「中間流通業」について、力強いコメントを含めて、ご講演いただいた。

卸研は、異業種の卸売業が互いに共通する情報化に関する課題を研究し、卸売業の情報化を推進し、卸売業の合理化及び近代化を目的に、1985年8月に当時の通商産業省(現:経済産業省)の支援により設立された。卸売業を中心にした正会員とこれを支援する賛助会員により組織されている研究会として、これまで30年にかけて、会員による調査、研究活動が行われ、様々な研究報告や提言など数多くの実績がある。

(卸研事務局 上田)

流通センターニュース第210号より転載



熱心に聴講する参加者

平成28年度税制改正大綱

(消費税関係抜粋)

平成27年12月16日
自由民主党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方（軽減税率部分抜粋）

（前略）

「新・三本の矢」の一矢である「安心につながる社会保障」を実現するため、「社会保障と税の一体改革」を確実に実施することが最重要課題となる。その一環として、社会保障の充実・強化を実現するため、消費税率10%への引き上げを平成29年4月に確実に実施する。その際、税制抜本改革法第7条を踏まえ、低所得者への配慮として、平成29年4月に軽減税率制度を導入する。

（中略）

4 消費税の軽減税率制度

(1) これまでの議論の経緯と消費税の軽減税率制度の導入の考え方

「社会保障と税の一体改革」を実現するため、消費税率10%への引上げを平成29年4月に確実に実施する。これにより、社会保障を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、財政健全化を進めて市場や国際社会からの国の信認を確保する。

他方、「社会保障と税の一体改革」の枠組みの下、税制抜本改革法第7条においては、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除制度及び複数税率について検討することとされている。このため、与党において議論を積み重ねてきた。その結果、これらのうち、軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に軽減税率制度を導入することとした。

軽減税率制度の導入に当たっては、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち、平成28年度末までに歳入及び歳出における取組みにより、与党の責任において、確実に安定的な恒久財源を確保することとする。

対象品目については、飲食料品等の消費実態や、低所得者対策としての有効性、事業者の事務負担等を総合的に勘案し、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を対象とする。なお、「書

籍・雑誌」については、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、事業者に必要な説明を行いつつ、インボイス制度を導入する。当面は、執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとする。

政府・与党は、平成 29 年 4 月に混乱なく軽減税率制度を導入できるよう、一体となって万全の準備を進める。

(2) 安定的な恒久財源の確保

軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保することとし、自民党・公明党両党で責任を持ってこれに対応する。このため、平成 28 年度税制改正法案において以下の旨を規定する。

- ① 平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ② 財政健全化目標との関係や平成 30 年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(3) 対象品目及び適用税率

軽減税率の対象品目は、

- ① 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞
- とし、適用税率は 8 % (国・地方合計) とする。

(4) 税額計算の方法等

平成 33 年 4 月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それまでの間は、簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」とするとともに、複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等がいることも想定し、税額計算の特例を創設する。

(5) 軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証、取組み

軽減税率制度の導入は、多くの事業者の業務実務や経営に影響を与えるものであることを踏まえ、軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、以

下のとおり、政府・与党が一体となって万全の準備を進めることとし、平成 28 年度税制改正法案にその旨を明記する。

- ① 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
- ② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容（軽減税率部分抜粋）

四 消費課税

1 消費税の軽減税率制度

（国 税）

（1）消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度を、平成 29 年 4 月 1 日から導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成 33 年 4 月 1 日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

（2）軽減税率対象品目及び税率

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等」（仮称）という。）は次のとおりとし、軽減税率は 6.24%（地方消費税と合わせて 8%）とする。

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食サービスを除く。）
- ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡

（3）適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置

- ① 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持する。ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、請求書等に記載されるべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」を加える。なお、これらの事項については、当該請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置を講ずる。
- ② 売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

（4）適格請求書等保存方式の導入

- ① 請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事

業者」(仮称)から交付を受けた「適格請求書」(仮称)の保存を、仕入税額控除の要件とする。

(注) 上記の「適格請求書」とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいい、「適格請求書発行事業者」とは、免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいう。

② 適格請求書発行事業者登録制度を創設する。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成 31 年 4 月 1 日からその申請を受け付けることとする。

③ 適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務を課す。

④ 適格請求書を交付することが困難である一定の取引については、適格請求書の交付義務を免除する。また、当該取引に係る課税仕入れを行った事業者においては、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。

⑤ 適格請求書等保存方式の導入後一定期間については、免税事業者等から行った課税仕入れに係る消費税相当額に一定の割合を乗じて算出した額の控除を認める経過措置を講ずる。

⑥ その他適格請求書等保存方式の導入に係る所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 33 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(1) 及び (4) を除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(上記 (1) から (5) までにつき付記一参照)

(6) 軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成 28 年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。

① 平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずること

により、安定的な恒久財源を確保する。

- ② 財政健全化目標との関係や平成 30 年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(7) 軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、平成 28 年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。

- ① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を進めるため、政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。

- ② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

(地方税)

- (1) 消費税の軽減税率制度の導入に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

【付記一】消費税の軽減税率制度

(国 税)

一 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度を、平成 29 年 4 月 1 日から導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成 33 年 4 月 1 日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

二 軽減税率対象品目及び税率

1 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等」（仮称）という。）は次のとおりとし、軽減税率は 6.24%（地方消費税と合わせて 8%）とする。

(1) 飲食料品の譲渡（食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く。）

(注 1) 上記の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいう。

(注 2) 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産については、飲食料品に該当しない。ただし、一定金額以下の少額の資産であって、当該資産の主たる部分が飲食料品から構成されているものについては、その全体を飲食料品として軽減税率の対象とする。

(2) 定期購読契約が締結された新聞（一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行される新聞に限る。）の譲渡

2 軽減税率の対象となる保税地域から引き取られる課税貨物は上記 1 (1) の飲食料品とし、軽減税率は 6.24%（地方消費税と合わせて 8%）とする。

(注) 上記二の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

三 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の措置

1 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

2 帳簿及び請求書等の記載事項の追加

(1) 課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(2) 課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、請求書等に記載されるべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」を加える。

(3) 上記(2)の記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置を講ずる。

3 売上げを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の簡便計算に係る経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に、国内において行う課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときは、通常の実業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合、又は卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に占める軽減対象課税資産の譲渡等にのみ要するものの割合を用いて、当該期間の売上税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

(注1) 課税資産の譲渡等の税込対価の額の合計額に上記の割合を乗じて計算した金額を軽減対象税込売上額とし、これに108分の100を乗じて計算した金額を軽減対象課税資産の譲渡等の対価の額の合計額とする。また、当該税込対価の額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に110分の100を乗じて計算した金額を軽減対象課税資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額とする。

(注2) 卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に占める軽減対象課税資産の譲渡等

にのみ要するものの割合を用いて売上税額を計算する措置については、簡易課税制度の適用を受けない課税期間に限り、適用することができる。また、この措置は、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等について適用し、これら以外の業種に係る課税資産の譲渡等については、通常の税額計算の方法による。

(注3) 主として軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者が割合の算定につき困難な事情があるときは、当該割合を50%として計算することができる。

4 仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の簡便計算に係る経過措置

(1) 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときは、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合を用いて、当該期間の仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

(注1) 卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に係る税込支払対価の額の合計額に上記の割合を乗じて計算した金額を軽減対象税込課税仕入れ等の金額とする。また、当該税込支払対価の額の合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額を軽減対象税込課税仕入れ等以外の税込課税仕入れ等の金額として仕入税額を計算する。

(注2) 上記の措置については、上記3の卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等に占める軽減対象課税資産の譲渡等にのみ要するものの割合を用いて売上税額を計算する措置及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間に限り、適用することができる。

(2) 基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある場合であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日

の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認める措置を講ずる。

- 5 売上げを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する売上税額の簡便計算に係る経過措置

基準期間における課税売上高が5,000万円超である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者が、国内において行う課税資産の譲渡等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときは、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間について、上記3と同様の措置を講ずる。

- 6 仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する仕入税額の簡便計算に係る経過措置

(1) 基準期間における課税売上高が5,000万円超である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者が、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情があるときは、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間について、上記4(1)と同様の措置を講ずる。

(2) 基準期間における課税売上高が5,000万円超である事業者が、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの間に、国内において行う課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税に準じた計算を行う旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税に準じた方法により当該課税仕入れ等の税額の合計額を計算することを認める措置を講ずる。

- 7 その他適格請求書等保存方式が導入されるまでの間について、所要の経過措置を講ずる。

(注) 上記三の改正は、4(2)を除き、平成29年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

四 適格請求書等保存方式

適格請求書発行事業者登録制度を創設し、原則として「適格請求書発行事業者」

(仮称) から交付を受けた「適格請求書」(仮称) 又は「適格簡易請求書」(仮称) の保存を、仕入税額控除の要件とする。

1 適格請求書発行事業者登録制度

(1) 適格請求書発行事業者の登録

「適格請求書発行事業者」とは、免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者とする。

(注1) 特定国外事業者(事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。)が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加える。

(注2) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けることとする。

(2) 適格請求書発行事業者の公表

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等については、インターネットを通じて登録後速やかに公表するものとする。

(3) 適格請求書発行事業者の登録の取消し

適格請求書発行事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録を取り消すことができる。

(4) 事業者免税点制度との適用関係

上記(1)の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記(3)の登録の取消しを求める届出書の提出が行われな限り、事業者免税点制度は、適用しない。

(5) 登録国外事業者制度に係る経過措置

平成33年3月31日において電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者である者については、平成33年4月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなす。

(6) その他適格請求書発行事業者登録制度に係る所要の措置を講ずる。

2 適格請求書の記載事項

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- (3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）
- (4) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- (5) 消費税額等

(注1) 上記の「消費税額等」とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいい、課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、100分の8）を乗じて計算した金額又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、108分の8）を乗じて計算した金額とする。

(注2) 消費税額等の計算において1円未満の端数が生じた場合には、税率の異なるごとに当該端数を処理する。

- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

3 適格簡易請求書の記載事項

「適格簡易請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。

- (1) 上記2(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- (3) 消費税額等又は適用税率

4 適格請求書発行事業者の義務等

- (1) 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者（免税事業者を除く。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければならない。

- (2) 適格請求書の交付義務が免除されるもの

次に掲げる課税資産の譲渡等については、適格請求書の交付義務を免除する。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る。）
- ② 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が委託を受けて行う農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る。）
- ④ その他請求書等を交付することが困難な課税資産の譲渡等のうち一定のもの

(3) 適格簡易請求書を交付することのできる事業

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる。

(4) 適格請求書に係る電磁的記録の提供

適格請求書発行事業者が、あらかじめ課税資産の譲渡等を受ける他の事業者の承諾を得たときは、適格請求書を交付することに代えて適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができる。

(5) 適格請求書等の保存

適格請求書又は適格簡易請求書を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しを保存しなければならない。また、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、当該電磁的記録を保存しなければならない。

(6) 適格請求書類等類似書類等の交付禁止

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書に類似するもの及び適格請求書の記載事項に係る電磁的記録に類似するもの（以下「適格請求書類等類似書類等」（仮称）という。）の交付及び提供を禁止する。
- ② 適格請求書類等類似書類等の交付又は提供に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。
- ③ 適格請求書類等類似書類等を交付又は提供した者に対する罰則を設ける。

(7) 任意組合等の適格請求書等の交付

民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等については、その組合員全員が適格請求書発行事業者であることについて、その旨を税務署長

に届け出た場合に限り、適格請求書若しくは適格簡易請求書又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を交付又は提供することができる。

(8) その他適格請求書発行事業者に課される義務等について、所要の措置を講ずる。

5 仕入税額控除の要件の見直し

(1) 帳簿の記載事項

課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(2) 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引

次に掲げる課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される上記4 (2) ①に掲げる公共交通機関からのもの
- ② 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受けるもの
- ④ 質屋を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受けるもの
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受けるもの
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を買い受けるもの
- ⑦ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る。）
- ⑧ その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定のもの

(注) 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については、廃止する。

(3) 仕入税額控除の要件を満たす請求書等

上記(2)に掲げる場合を除き、次に掲げるものの保存を課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とする。

- ① 適格請求書
- ② 適格簡易請求書

③ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録

④ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。）

⑤ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う農水産品の譲渡等について作成する一定の書類

6 売上げに係る税額の計算方法

(1) 課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する方法による。

(2) 適格請求書発行事業者が、交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて当該課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額を計算することができる。

(注) 現行制度において特例として認められている課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（積上げ計算の特例）については、廃止する。

7 仕入れに係る税額の計算方法

(1) 課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書及び適格簡易請求書（適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を含む。）に記載された消費税額等を積み上げて計算するものとする。

(注) 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する場合には、当該消費税額等の積上げ計算を認める。

(2) 売上げに係る税額の計算につき、上記6(2)の適用を受けない事業者については、課税期間中に国内において行った仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて、課税仕入れに係る消費税額を計算することを認める。

8 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

(1) 適格請求書等保存方式導入後3年間の経過措置

事業者が平成33年4月1日から平成36年3月31日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%を乗じた額を仕入税額として控除する。

(注) 上記の「一定の事項が記載された帳簿及び請求書等」とは、上記三の「適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の措置」において仕入税額控除の要件を満たす帳簿及び請求書等をいい、帳簿にはこの経過措置の適用を受けたものである旨を、あわせて記載するものとする。

(2) (1)の措置後3年間の経過措置

事業者が平成36年4月1日から平成39年3月31日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に50%を乗じた額を仕入税額として控除する。

(注) 上記の「一定の事項が記載された帳簿及び請求書等」については、上記(1)と同様とする。

9 その他適格請求書等保存方式について、所要の措置及び経過措置を講ずる。

(注) 上記四の改正は、8(2)を除き、平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。